

令和 6 年第 3 回 秩父別町議会定例会会議録 目次

令和 6 年 9 月 11 日 (水)

日程	議案番号	議 件 名	頁
1		会議録署名議員の指名	1
2		会期の決定	1
3		諸般の報告	1
4		行政報告	2
5		所管事務調査の報告（総務経済常任委員会・広報公聴常任委員会）	8
6		一般質問	9
7	議案第 46 号	秩父別町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の設定について	14
8	議案第 47 号	秩父別町国民健康保険条例の一部を改正する条例の設定について	17
9	議案第 48 号	北海道後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約について	19
10	議案第 49 号	令和 6 年度秩父別町一般会計補正予算（第 5 号）について	20
11	議案第 50 号	令和 6 年度秩父別町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について	25
12	認定第 1 号	令和 5 年度秩父別町一般会計歳入歳出決算の認定について	26
13	認定第 2 号	令和 5 年度秩父別町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	26
14	認定第 3 号	令和 5 年度秩父別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	26
15	認定第 4 号	令和 5 年度秩父別町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	26
16	認定第 5 号	令和 5 年度秩父別町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	26
17	認定第 6 号	令和 5 年度秩父別町簡易水道事業会計決算の認定について	26

令和6年第3回秩父別町議会定例会会議録

開催年月日 令和6年9月11日（水曜日）
開催場所 秩父別町議会議場
開催時刻 午前10時00分

出席議員（9名）

9番	大野	敬	君	8番	藤岡	浩文	君
1番	松永	徹	君	2番	金子	利生	君
3番	眞島	秀樹	君	4番	岡崎	稔	君
5番	中西	伴浩	君	6番	寺迫	公裕	君
7番	早川	正剛	君				

欠席議員（なし）

出席説明員

町長	澁谷	信人	君	副町長	竹内	剛	君
教育長	早川	聡	君	総務課長	中野	慎司	君
建設課長	宮武	幸充	君	会計管理者	内山	潔	君
産業課長	笹木	雄介	君	住民課長	塩地	勇夫	君
企画課長	北垣	慎二	君	教育次長	大山	達美	君
農委事務局長	宮本	幹夫	君	農委会長	吉田	光博	君
代表監査委員	藤岡	和正	君				

欠席説明員（なし）

出席職員

事務局長

書記

成瀬義弘君

北俊紀君

議事日程及び議件

別紙議案のとおり

会議録署名議員

7番

早川正剛君

8番

藤岡浩文君

議 事 の 経 過

(開会宣言)

議 長 (大野君)

ただ今から、令和6年第3回秩父別町議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

(日程第1 会議録署名議員の指名)

議 長 (大野君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、7番 早川正剛議員、8番 藤岡浩文議員を指名いたします。

(日程第2 会期の決定)

議 長 (大野君)

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から9月13日までの3日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議ないものと認めます。

よって、会期は本日から9月13日までの3日間に決定いたしました。

(日程第3 諸般の報告)

議 長 (大野君)

日程第3、諸般の報告を事務局長にさせます。

事務局長 (成瀬君)

諸般の報告をいたします。今期定例会に町長から付議されました事件は、議案第46号から第51号までの6件、認定第1号から第6号までの6件でございます。

また、議員から提出された意見案が1件ございます。

次に、議長からの付議事件として所管事務調査の申し出についてがございます。

なお、町長から令和5年度地方公共団体の財政健全化法に係る財政指標の報告、監査委員からは7月から9月までに実施いたしました例月出納検査の結果が提出されております。写しをお手元に配付しておりますので、朗読を省略いたします。

以上でございます。

議長（大野君）

次に、私からの報告ですが、お手元に配付のとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

（日程第4 行政報告）

議長（大野君）

日程第4、町長から行政報告があります。町長。

町長（澁谷君）

本日、第3回町議会定例会を招集いたしましたところ、収穫期を迎え何かとお忙しい中、全議員のご出席をいただきまして、誠に有難うございます。

6月24日の第4回町議会臨時会以後の行政執行の主要な事項について、ご報告申し上げます。

始めに、職員の退職について申し上げます。

8月31日をもちまして、住民課の尾垣係長が退職いたしました。

尾垣係長は、平成元年3月に専修大学を卒業後、同じ4月に役場に奉職され、今日まで全ての部署においてお勤めになりました。

平成22年に住民課主幹として管理職に登用されて以来、教育課長、住民課長、総務課長、産業課長をはじめ、出納室長・会計管理者の要職を歴任されまして、本町の振興発展に多大なご尽力を賜りました。

また本年4月からは、役職定年制度に伴い、建設課と住民課において係

長職として勤務をいただいていた矢先の突然の申し出でありまして、大変驚きまして、慰留に努めたところではありますが、本人の意志が固く止む無く退職を承認した次第であります。

尾垣係長は、真面目で堅実かつ適切な事務対応に心がけてこられた方であり、企画・福祉・農政など幅広い分野に精通しており、職員や町民の皆さん方からも、大きな信頼を得ていた方であります。

定年まで半年余りを残しての退職でありますけれども、引き続き本町でお住まいになるということでございますので、尾垣さんの今後のご健康とご多幸をお祈りさせていただく次第でございます。

次に、職員の新規採用について申し上げます。

10月1日付けで、一般事務職1名を採用いたします。

採用者は、旭川市の出身で令和元年3月に旭川西高等学校を卒業されました。その後、旭川市の民間会社にお勤めされておりました飯田果林さん23歳であります。

本年3月末に実施した職員採用試験を優秀な成績で合格された方であり、大いにご期待を申し上げるところでございます。

以上申し上げまして、職員の動静についての報告とさせていただきます。

次に、寄附の採納について申し上げます。

8月26日、千葉県に在住の杉本美恵子様と村上はる子様が役場にお越しになり、30万円の浄財のご寄附をいただきました。

杉本様と村上様は、本年3月6日に逝去されました西栄町内の故塩地トミ子様のご息女でありまして、「生前、町に大変お世話になりました。そのお礼にかえて。」とのご寄附でございます。

有難く採納させていただき、有効に活用させていただく所存であります。

杉本様と村上様のご健康とご多幸を心からお祈り申し上げる次第でございます。

次に、前線が停滞したことに伴います大雨に対する対応と被害状況について、ご報告申し上げます。

7月24日未明、道内上空で全線を伴う低気圧の通過の影響で、道北を中心に記録的な大雨となり、本町アメダスによる降り始めからの24時間降水量は104.5mmを観測したところあります。

町では降水状況を鑑み、同日午前4時に町防災計画に基づく第1非常配備体制をとり、職員による町内の巡回を実施し、河川水位の確認と危険個所の把握に努めてまいりました。

同日午前4時24分に洪水警報が発令されたため、午前5時に災害対策本部を設置し、災害の未然防止のための体制を整えたところであります。

その後も河川の増水が著しいことから2条及び境川排水機場のポンプを稼働するとともに、南2条2丁目付近の低地帯の洪水対策として、緊急排水ポンプを作動し、周辺農地の内水排除を行い被害の拡大防止に最大限努めたところでございます。

正午以降は雨足も弱まり、河川の水位も低下したことから、同日午後8時41分に洪水警報が解除となり、翌日、町内の被害状況を調査した上で新たな被害がないことを確認し、災害対策本部を解散いたしました。

被害状況につきましては、幸い、人的被害や家屋の浸水はございませんでしたが、農作物については、河川敷地も含め8戸の水田、約9.6haが冠水するなどの被害が発生しております。

昨年8月上旬にも大雨による同規模の災害が発生しておりますが、秋の収穫期を控え、被害に遭われた方には、心からお見舞いを申し上げます。

次に、6月27日に挙行いたしました開村130年、町制施行65周年、並びに綾川町姉妹町締結45周年記念式典について申し上げます。

式典には、名誉町民並びに町政功労者の方々をはじめ、町議会議員各位、関係機関の皆様、さらには鈴木空知総合振興局長様、田中深川市長様、北空知管内各町長様に加え、遠路、香川県綾川町から前田町長様、河野町議会議長様並びに綾川町議会議員の皆様など約130名のご臨席を賜り、また国歌斉唱では陸上自衛隊第二音楽隊の隊員によります独唱によりまして、盛大な中にも厳粛に式典を挙行することができました。

ご多忙中にも関わらずご出席をいただきました議員の皆様にご改めて感謝を申し上げます。

また、式典では、本町の振興発展に多大なご貢献をいただきました御三方に対し、町表彰条例の規定に基づき町政功労者の顕彰を行うとともに、交流体験農園の開設以来、利用者のサポートと施設の運営にお力添えをい

ただいておりますボランティア団体田舎の親戚の皆様特別表彰をさせていただきました。

また、式典に引き続き開催いたしました、記念講演会では、秩父別中学校吹奏楽部と陸上自衛隊第二音楽隊に迫力ある演奏を披露していただいたほか、秩父別小学校5年生の中原天鼓さんのキッズ落語の披露や、林家たい平師匠の講演会を催し、町内外から約300名にお越しいただき、和やかな雰囲気にも包まれながら、盛会の内に終了することができました。

最後に、現在の緑豊かな大地と美田を築き、道内有数の米の生産地となった秩父別町を築いた先人に感謝を申し上げ、この開村130年を契機として、今後も町勢伸展のため町民の皆様と同じ価値観を共有しながら、住んでいる皆さんが幸せを実感できるまちづくりに誠心誠意努力してまいりますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

次に、農作物の生育状況についてご報告申し上げます。

水稻については、6月に気温が低い日が多かったことから一時生育が遅れがみられましたが、7月に入り天候が回復し好天が続いたことから生育状況が早く推移し、9月3日から収穫作業が開始されております。

空知農業改良普及センター北空知支所が発表いたしました9月1日現在の水稻の生育状況は、平年より5日早く、穂数は平年を下回っているものの稈長と穂長が長く、収量は平年よりも多くなることを期待されているところであります。

小麦に関しましては、一部で倒伏が見られましたものの、概ね順調に推移し、7月下旬に収穫作業が終了いたしております。

面積あたりの茎数は平年より少なく、製品歩留まりにつきましても低く、10aあたりの収量は6.1俵となったところであります。

ブロッコリーにつきましては、現在12作型の収穫期を迎えております。本年につきましても、7月下旬の大雨以降一部で黒すす病が発生し、出荷数量が平年に比べ3割程度が減少している状況であります。

製品単価は、全国的に作付け量が増えたこともあり昨年よりも低い価格で取り引きされておるようであります。

花卉に関しましては、スターチス・シネンシス・ダリアを中心に出荷されており、出荷数量は栽培戸数が減少したこともあり前年同期と比べます

と微減で、単価は全体的には概ね平年並みとなっております。

農林水産省が8月30日に発表いたしました、令和6年産水稻の8月15日現在における作柄概況によりますと、北海道は102ないし105%のやや良と予想されており、全国的には、平年並みといった状況であります。

生産者の皆様方には、農作業事故等に留意され出来秋を迎えられますようご期待を申し上げ、農産物の生育及び出荷状況の報告とさせていただきます。

最後に、建設工事等の入札結果について申し上げます。

8月30日に執行いたしました秩父別桜川浚渫工事の入札結果について申し上げます。

本工事は、昨年、一昨年と実施した工事の延長でありまして、今年度は桜川の最上流部300mを浚渫し、流下能力を高めることで、河川の氾濫による災害防止を図るものであります。

落札者は、興和建設株式会社、落札額は税込み10,780千円、落札率は97.22%、工期は9月3日から12月20日までとしたところであります。

なお、この他1件の工事を発注しておりますが、概要につきましてはお手元に資料をお配りしておりますので、説明を省略させていただきます。

以上申し上げます、行政報告とさせていただきます。

議 長（大野君）

次に、教育長から行政報告があります。 教育長。

教 育 長（早川君）

教育行政報告として、始めに令和6年度全国学力・学習状況調査の結果について、ご報告申し上げます。

本調査は、国語と算数・数学の2教科について、小学6年生と中学3年生を対象として4月18日に実施されました。

まず、教科の調査結果を概観しますと、小学校の国語と、中学校の国語及び数学で全国の平均正答率を上回る一方、小学校の算数では課題が認められる領域もありました。

具体的には、学習指導要領における変化と関係の領域で、速さの意味に

ついてうまく理解できていないということが明らかになったことから、今一度学び直しを行い、確かな学力を身につけることが大切であると考えております。

次に平均正答率ですが、小学校は国語が 69% で全国平均を 1.3 ポイント上回り、算数が 63% で全国平均を 0.4 ポイント下回りました。

一方中学校は、国語は 75% で全国平均を 16.9 ポイント、数学は 73% で全国平均を 20.5 ポイントと大きく上回りました。

質問調査の分析状況を見ますと、小学校では国語の授業において、情報と情報の関係付けの仕方、図などによる語句と語句との関係の表し方を理解し合うことができるような指導を行ったことにより、国語の言葉の特徴や使い方に関する事項の平均正答率が高かったと分析されております。

中学校では、数学の授業におきまして、問題の答えを求めさせるだけでなく、どのように考え、その答えになったのかなどについて、生徒に筋道を立てて説明させるような授業を行ったことにより、数学の平均正答率が高かったと分析されております。

これまで指導に当たってきた学校では、子ども達に何を教えるかだけでなく、何ができるようになるかという観点で、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進め、更に各種テスト結果を踏まえた苦手克服の対策に努めていただいたことが一定の成果に繋がったものと受け止めております。

教育委員会といたしましては、これから義務教育学校へと移行を進める中で、学習環境の整備や、公設学習塾による学習支援に加えまして、学校・家庭・地域の連携協働により、自立した人、協働できる人、創造性に富む人の育成に向け、本町の子ども達に関わる全ての関係者が一体となった学力向上の取り組みを引き続き進めてまいります。

学校関係者や保護者の方々はもとより、広く町民の皆様のご理解とご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます、令和 6 年度全国学力・学習状況調査の報告といたします。

次に、外国語指導助手の招致についてご報告申し上げます。

本町の外国語指導助手として勤務しておりましたアビゲイル・ターリーさんが 7 月 31 日に離任され、アメリカへ帰国されました。

本町には令和4年8月1日に着任し、2年間勤務されましたが、その間、小・中学校での授業を始め、認定こども園やちっぷっ子ふれあいスクールでの英語クラブ、ボランティアでの一般町民を対象とした英会話サークルなど、様々な場所で熱心にご指導いただきました。

アビゲイルさんには、本町での英語指導にご尽力いただきましたことに深く感謝申し上げますとともに、今後の更なるご活躍を期待しております。

新たに招致いたしました外国語指導助手のアレナ・リムさんですが、アメリカ国籍の女性で、イリノイ州にあるロヨラ大学シカゴ校の英語を専攻され卒業しております。

日本への関心があり、大学では日本語を副専攻されており、今回が初来日となります。

8月1日に着任されましたが、一日も早く本町の生活に慣れていただき、児童生徒を始め、町民の皆さんと親しく交流されることを期待するところでもあります。

以上を申し上げます、教育行政報告といたします。

議 長（大野君）

以上で行政報告を終わります。

（日程第5 所管事務調査の報告）

議 長（大野君）

日程第5、所管事務調査の報告をいたします。岡崎総務経済常任委員会委員長の報告を求めます。

委 員 長（岡崎君）

別紙により報告

議 長（大野君）

次に、眞島広報公聴常任委員会委員長の報告を求めます。

委 員 長（眞島君）

別紙により報告

議 長（大野君）

ただ今の総務経済常任委員会委員長の報告及び広報公聴常任委員会委員長の報告に対し、何かご意見はございませんか。

（ありませんの声）

ご意見がないようですので、所管事務調査の報告はこれにて報告済みといたします。

（日程第6 一般質問）

議 長（大野君）

日程第6、一般質問を行います。3番 眞島議員の発言を許します。
眞島議員。

3 番（眞島君）

議長のお許しをいただきましたので、一般質問通告書に基づきまして、本町におけるカスタマーハラスメント略してカスハラ対策について、澁谷町長にご質問をさせていただきます。

昨今では、カスハラといった言葉を多く目にするところです。

顧客等からの迷惑行為カスハラについて、厚生労働省は、カスハラ対策企業マニュアル作成や従業員を守る対策を講じるよう企業に義務付ける方針を示しており、東京都ではカスハラ防止条例案を9月開催の都議会へ提出する準備をしていると聞いております。

また、北海道議会でも既に検討会議を設置し、年内の条例案提出を進めています。

カスハラ対策企業マニュアルにおけるカスハラの定義は、顧客等からのクレーム・言動のうち、当該クレーム・言動の要求の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当なものであって、当該手段・態様により、労働者の就業環境が害されるものとあります。

残念ながら、本町所在の事業所においても、職員へのクレームがエスカレートし、警察が介入する、こういった事態が起きてございます。

町のために働く役場職員がこのような行為を受けることがないようにしなければならぬと、町民の代表である議員として、強く願うものであります。

近年、地方公務員のなり手不足が報道される中、カスハラが見過ごされれば、優秀な人材確保に悪影響を及ぼすこととなります。

そこで、町長にご質問ですが、町職員へのカスハラに対し、どのような対策を講じておられるのか、又は講じようとしているのかお伺いいたします。

議 長（大野君）

町長。

町 長（澁谷君）

眞島議員のご質問にお答えをさせていただきますが、カスタマーハラメント所謂カスハラは、顧客等からのクレームや言動のうち、通常の常識を超えた要求など、社会通念上、著しい迷惑行為でありまして、働く方々に対し、過大なストレスを与えたり、通常業務を阻害するなど、決して許される行為ではないものと認識をしております。

国では、全国的にカスハラ被害が多発している現状を受け、令和2年1月に事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針を策定いたしました。

これによりますと、事業主は従業員の相談に応じ、適切に対応するための体制整備や、被害を防止するための取り組みを行うことが有効であるとしており、東京都や北海道においても、カスハラ防止条例の制定に向けた検討を進めております。

本町におきましても、件数はわずかではありますが、電話や窓口における町民との応対の場において、職員に対して不当な要求を執拗に繰り返したり、攻撃的な言動を伴うなどの行為は、カスハラという言葉が使われる以前からあるものと認識をしております。

町では、独自のマニュアル等は作成をしておりますけれども、多く

の場合は、相手方に対して必要かつ丁寧な説明や説得を行って、ご理解をいただいているところでございます。

また、町民から具体的な苦情などを受けた場合は、直ちに担当課の中で内容を共有して、複数人で対応するとともに、案件によっては課を横断して対処をしております。

今後、犯罪行為に該当するような場合は、躊躇なく警察に通報し、対応を求めてまいるなど、毅然とした対応に心がけてまいります。

職員には、これまでも年頭の訓示などで、人と接する時には相手の立場に立って、考える前に感じてほしいと、相手がどのように感じて話しているのか、何を訴えたいのかをしっかりと感じ取り、そして、相手の話の腰を折ることなく最後までしっかりと話を聞いた上で、親切丁寧かつ迅速に対応するように指導してきたところでございます。

カスハラ行為が一般的に認識されて以後は、他の自治体のマニュアル等を参考にして、関係資料を窓口へ配付して注意喚起に努めております。

今後は、カスハラに対する認識を深め、問題を共有するため、役場や町内の事業所も含めた研修会の開催や、国の指針に基づく基本方針・対策マニュアルの策定に加えまして、メンタルヘルス対策などにも踏み込んだ対応について検討しております。

ただ、本町のような小さな町では、町民の皆さんと職員の距離が近く、お互いを認識した上での対応でありますことから、これらの対策によって、町民の皆さん方が窓口の利用を敬遠されることがないように、窓口にお越しになる方に寄り添った対応を心がけていかなければならないというふうに思っております。

今後も、お客様や働く方々がお互いに尊重される社会の実現を目指しながら、円滑で適正な職務の執行に努めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます、お答えとさせていただきます。

議 長（大野君）
眞島議員。

3 番（眞島君）

はい、大変答弁有難うございました。

私もこのカスハラについては、あまり気にはしていなかったのですけれども、2、3年程前に町民の方から一緒に役場の方に行って、お話を聞いてくれないかということで、来たことがございます。

その時に対応された職員の方につきましては、もうすでに退職をされてございますけれども、私もいくらかのアドバイスができるかなと思って張り切って行ったのですけれども、非常にその方が興奮してしまい話にもならない、そんな中で本当にその時の職員、冷静な対応をしていただいたのかなと、そう思っております。

このような現場を見て、非常にこのカスハラ、これについては職員の負担が本当にすごいのではないかなという思いで、今回ご質問をさせていただきました。

私、それが1時間半程、延々とその話を聞かされまして、帰ったわけでございますけれども、また後で聞きますと、その後まださらに2時間半とおられたということで、その職員の方に、他の方々にも色々、何名かの方にこのカスハラの実態についてお聞きしましたところ、中にはもう慣れたという職員の方もおられましたけれども、ほとんどの方が本当につらいと、疲れますよと、そういったような言葉をお聞きしまして、そういう方が来られますとその半日、ほとんど1日とその対応で終わってしまうのかなと、他の業務にも支障がかなり出るというようなお話も聞いてございます。

そこで、町長に1つお聞きしたいのですけれども、私この質問書を出させていただいたのが、8月の末に提出をさせていただきました。

その後、9月4日の新聞にですね、札幌市のカスハラ対策のマニュアルの作成ということで、市民を守るためにいろんな基本対策を立てたというふうな新聞記事もございました。

私もそういう現場を見させていただいてございますけれども、本当に1人に対応しておられる職員、本当に延々と暴言と罵声、そういったこともあることを見てきました。

そんな中で、できれば1人で、先程も町長のご答弁の中にもございましたけれども、1人に対応というようなことは非常にその職員の負担に

かかるのではないかと。

もしそういうような場合には、職員の方の応援というのですか、協力を得て複数で対応するなり、また札幌のマニュアルの中にもございますけれども、ある程度の度が過ぎて時間が経ちますと、もうかなり本人冷静さを失ってございます。

できれば本人の了解も必要だと思いますけれど、録音等々の処置、またそういうことをとっていただくのも、1つの方法かなと思いますし、先程も町長の答弁にありましたけれども、最悪の場合は弁護士さん、並びに警察等の協力もいただくのかなと思いますけれども、なんせ職員の方が安心して、その日仕事ができるようなそのような体制を、これから道の方でもカスハラ条例が出てきて、各自治体にもおりてくるのかなと思いますけれども、如何せん今現在も数名、何名かおられるというようなお話も聞いてございます。

いなければあれなのですけれども、そんなことで、職員の方々が安心して職務に勤められるような対策をぜひ講じていただきたいなというふうに思っています。

町長の方から何もなければ、終わらせていただきますけれども、何かありますでしょうか。

議 長（大野君）

町長。

町 長（澁谷君）

今議員のご意見もとてもだというふうにお聞きいたしましたけれども、最初の答弁でお話申し上げましたように、まず1番厄介といえますか、大変なのは、ほとんど皆さん知っている方なものですから、例えば録音するのも有効な手段かと思うのですけれども、録音するとおそらく激昂するだろうということもありますし、とにかく今気をつけているのは、とにかく話を聞けと。

言い方は悪いのですけれども、ガス抜きに来ている部分もかなりあるものですから。

とにかく、話の腰を折らないで、とにかく聞けと。最後まで聞けと。それから法律に則って話をしてあげなさいということで。

それから今話聞いて思ったのは、確かに窓口で対応するのはほとんど若い職員、大変な目に遭っていると思いますけれども、これからは課長もですね、その場に立ち会わせてですね、やっぱり複数で、2人、3人対1人で話をさせて、対応してまいりたいというふうに思っておりますし、今言ったようになるべく警察まで呼ぶことのないように収めていきたいと、これからも努力してまいりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議 長（大野君）
眞島議員。

3 番（眞島君）

大変ご答弁有難うございました。職員の方も力強く思っているのかと思います。

このカスハラにつきましては、本当に線引きが難しいなと思います。クレームなのか、要望なのか、いろんな面でどこが境界線になるのかなというふうに、自分でもまだ分かりませんが、この職員の方々、仕事が遅れる、仕事に差支えが出るというのであれば、まだなんとか取り戻せるのかなという気もいたしますけれども、中には体調を崩されて今後の仕事にも影響が出ると、そんなようなことが1つないように、よろしくお願い申し上げまして、私の質問とさせていただきます。

有難うございました。

議 長（大野君）
以上で眞島議員の質問を終わります。

（日程第7 議案第46号「秩父別町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の設定について」）

議 長（大野君）

日程第7、議案第46号「秩父別町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の設定について」を議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 住民課長。

住民課長（塩地君）

別紙議案により説明

議長（大野君）

これより、議案第46号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。 金子議員。

2 番（金子君）

ちょっと1つだけ確認なのですけれども、今課長の説明でマイナンバーカードの発行に伴い、被保険者証がなくなるということだったのですけれども、新旧対照表で受給者証を提示するものというふうに謳ってありますけれども、マイナンバーカード出さなくてもいいのですか、病院にかかる時に。

議長（大野君）

住民課長。

住民課長（塩地君）

このご質問でございますけれども、マイナンバーカードを提出するのはですね、基本病院にかかった場合には、基本的には皆さん、保険に入られている方は提出されるだろうということを想定しております。

それで、受給者証もその際に提出いただくのですけれども、この文言ですね、他の、岡山県の備前市というところにもちょっとご確認をさせていただいたのですけれども、基本ですね、病院にかかる時には保険証を出すものだろうと、マイナンバーカードを出すものだろうということで、元々必要じゃなかったものがのっかったのじゃないかというようなことをお聞

きして、今回削除をさせていただいたような形となっております。

議 長（大野君）
金子議員。

2 番（金子君）

そうしたら、旧の条文でいく被保険者証を提示するというのは、一般的にみんな出すだろうけれども、あえて昔の古い条例というか、法律では謳っていたというだけの話なのですか。

議 長（大野君）
住民課長。

住民課長（塩地君）

はい、その通りでございます。

2 番（金子君）
分かりました。

議 長（大野君）
よろしいですか。

2 番（金子君）
分かりました。

議 長（大野君）
他に質疑はございませんか。

（なしの声）

ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（ありませんの声）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。議案第 46 号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 46 号は、原案どおり可決いたしました。

(日程第 8 議案第 47 号「秩父別町国民健康保険条例の一部を改正する条例の設定について」)

議 長 (大野君)

日程第 8、議案第 47 号「秩父別町国民健康保険条例の一部を改正する条例の設定について」を議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 住民課長。

住民課長 (塩地君)

別紙議案により説明

議 長 (大野君)

これより、議案第 47 号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。 金子議員

2 番 (金子君)

新たに資力の活用が可能となったということですが、資力の活用ということは、ご本人に土地などの資産があり、それが処分できず、その後処分できた時に保険料、医療費ですか、医療費をいただくということだと思っておりますけれども、それでこれです、例えば、それと私が調べた中では、例えば交通事故の補償金を受け取った時にいただく。それと年金を遡って受給した時にいただく。

これは私が調べた内容なのですが、その前、本人がですね、資産を売ったりなんかしないで、そのまま支払いを放置した場合、強制力というのはあるのでしょうか。

議 長（大野君）
住民課長。

住民課長（塩地君）

そもそもですね、こちらの条例の中身についてまず説明させていただきたいと思うのですが、認知症だとかで判断力が不十分になって、身寄りの有無が分からない方、そういった方が急患として医療機関を受診した場合に、即時入院した場合にですね、生活保護部局で生活保護を決定して、医療機関に保護費で払うというようなことがあった。従前はあったのですよね。

その後、その方に預貯金であったり、財産があったというようなことが判明した場合には、保護を廃止して、医療費の部分については、そこからは国保になるのですけれども、その生活保護を開始した時点から、財力が判明した間までの部分については、国保に入ることができないということで、国民健康保険に入ることができないということで、全額本人の負担になってしまうということの事例があったらしいのですよ。

それで今回の改正では、本人の資力があるかどうかを確認できるまで、その徴収を猶予するというようなことを改正した内容となっております。

それで、もしご質問の資力があった場合に、強制力があるのかというような形になると思いますが、その分についてはですね、従前の国保条例の部分についての取り扱いと同じような形になると思うのですが、資力のある場合には、それを換金していただいて、徴収できるようなものであれば徴収するような形になってくると思うのですけれども。

議 長（大野君）
金子議員。

2 番（金子君）

概ね何か分かったと思うのですけれども、強制徴収っていうのは税に対してで、医療費、この場合医療費だと思うのですけれども、医療費に

対して、その本人がもし資産を換価しなかったり何かした場合に強制的にその人の財産を処分できるかっていう質問だったのですけれども。

議 長（大野君）
住民課長。

住民課長（塩地君）

その部分についてはですね、ちょっと後程ご確認して、ご説明させていただきます。

議 長（大野君）
よろしいですか。

2 番（金子君）
分かりました。

議 長（大野君）
他に質疑はありませんか。

（なしの声）

ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（ありませんの声）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。議案第 47 号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 47 号は、原案どおり可決いたしました。

（日程第 9 議案第 48 号「北海道後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約について」）

議 長（大野君）

日程第 9、議案第 48 号「北海道後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約について」を議題といたします。

本件に対しまして、提案者の説明を求めます。 住民課長。

住民課長（塩地君）

別紙議案により説明

議 長（大野君）

これより、議案第 48 号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。

（ありませんの声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（ありませんの声）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。議案第 48 号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 48 号は、原案どおり可決いたしました。

11 時 5 分まで休憩といたします。

休 憩 午前 10 時 50 分

再 開 午前 11 時 3 分

再開いたします。

（日程第 10 議案第 49 号「令和 6 年度秩父別町一般会計補正予算（第 5 号）について」）

議 長（大野君）

日程第 10、議案第 49 号「令和 6 年度秩父別町一般会計補正予算（第 5 号）について」を議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 総務課長。

総務課長（中野君）

別紙議案により説明

議 長（大野君）

これより、議案第 49 号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。 金子議員。

2 番（金子君）

12 ページの観光振興費、温泉の委託料ですが、5 類に移行されてしばらく経つと思うのですが、5 類移行後お客さんは戻ってきている状況なのかどうか、それをお聞かせください。

議 長（大野君）

企画課長。

企画課長（北垣君）

コロナの 5 類移行後のお客様の状況でございますが、ある程度は戻ってきてございますが、コロナ前の令和元年ですか、その当時ぐらいの数字に近づいてはおりますけれども、そこまでまだ及んでいないというのが現状でございます。

ただ、昨年はコロナ明けで国の方で色々なキャンペーンとか打っていたのもございまして、昨年は利用の方がかなり多くて、今年はそれに比べますと、大体 1 割、2 割くらい利用者の方が減っているのかなというのが現状でございます。以上でございます。

2 番（金子君）

分かりました。

議 長（大野君）
よろしいですか。

2 番（金子君）
はい。

議 長（大野君）
他に質疑はございませんか。
ないようですので、これで質疑を終わります。 寺迫議員。

6 番（寺迫君）
12 ページ、地域振興券についてお伺いしたいと思います。
商工会員として、大変お気遣いいただき、喜んでいるところではあります
ますが、この財源についてちょっとお尋ねしたいのですが、これまとめて
書いてあるのでちょっと分からないのですが、1,162万5千円の財源の内
訳をちょっと教えていただけますか。

議 長（大野君）
産業課長。

産業課長（笹木君）
財源におきましては、単費でございます。

議 長（大野君）
寺迫議員。

6 番（寺迫君）
じゃあ、この一般財源の1,246万7千円の中に入っているということで
よろしいのですか。

議 長（大野君）
産業課長。

産業課長（笹木君）
お見込みのとおりです。

6 番（寺迫君）
はい、分かりました。

議 長（大野君）
よろしいですか。

6 番（寺迫君）
はい。もう1点。

議 長（大野君）
どうぞ。

6 番（寺迫君）
9ページの雑収入夏まつり助成金、いきいきふるさと推進事業助成金
ということで、今年今まで40何回ですか、とんでんまつり続いていたの
ですが、夏まつりということで、名前を変えて、深川・妹背牛・沼田も
全部夏まつりで、北海道も夏まつりということで、夏まつりばかりの名
前になったわけですが、これは第1回目だけの助成ということですか。
切れ目の10回とか20回とかっていう助成制度はあるのでしょうか。

議 長（大野君）
産業課長。

産業課長（笹木君）

第1回ということで、今回の申請に至ったところでございます。

議 長（大野君）
町長、どうぞ。

町 長（澁谷君）
はっきりは言えませんが、おそらく区切り、10回、20回は出ると思います。2回、3回は出ないと思いますけれども。
切りのいいところは出すという言い方、振興局はしていますので、10回、20回だとか、今年130年ということがあったものですから、出たのですけれども、おそらく10回とか20回だと出るというふうに思っております。

議 長（大野君）
どうぞ。

6 番（寺迫君）
道補助金ですか。

議 長（大野君）
どうぞ。

町 長（澁谷君）
公益財団法人の北海道市町村振興協会というところがあるのですが、各市町の負担金でやっているところなのですけれども、そこが一定程度財源持って、各市町のイベント等に合致すれば補助金出しますということをやっておりますし、以前にはですね、おそらくうちの町、役場に何かテレビを寄贈してもらった団体。

おそらく各所にあるテレビはおそらく横に書いてあると思うのですけれども、市町村振興協会という団体でございます。

6 番（寺迫君）
はい、分かりました。

議 長（大野君）
他に質疑はございませんか。
ないようですので、これで質疑を終わります。
（はいの声）
これより討論を行います。討論はございませんか。
（ありませんの声）
討論なしと認めます。
お諮りいたします。議案第 49 号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。
（異議なしの声）
ご異議なしと認めます。
よって、議案第 49 号は、原案どおり可決いたしました。

（日程第 11 議案第 50 号「令和 6 年度秩父別町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について」）

議 長（大野君）
日程第 11、議案第 50 号「令和 6 年度秩父別町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について」を議題といたします。
本件に対して、提案者の説明を求めます。 住民課長。

住民課長（塩地君）
別紙議案により説明

議 長（大野君）
これより、議案第 50 号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。
（なしの声）
質疑なしと認めます。これにて質疑を終了します。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(ありませんの声)

討論なしと認めます。

お諮りいたします。議案第 50 号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 50 号は、原案どおり可決いたしました。

(日程第 12 認定第 1 号「令和 5 年度秩父別町一般会計歳入歳出決算の認定について」、日程第 13 認定第 2 号「令和 5 年度秩父別町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、日程第 14 認定第 3 号「令和 5 年度秩父別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」、日程第 15 認定第 4 号「令和 5 年度秩父別町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、日程第 16 認定第 5 号「令和 5 年度秩父別町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、日程第 17 認定第 6 号「令和 5 年度秩父別町簡易水道事業会計決算の認定について」)

議 長 (大野君)

日程第 12、

認定第 1 号「令和 5 年度秩父別町一般会計歳入歳出決算の認定について」、

日程第 13、

認定第 2 号「令和 5 年度秩父別町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、

日程第 14、

認定第 3 号「令和 5 年度秩父別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」、

日程第 15、

認定第 4 号「令和 5 年度秩父別町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、

日程第 16、

認定第 5 号「令和 5 年度秩父別町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決

算の認定について」、

日程第 17、

認定第 6 号「令和 5 年度秩父別町簡易水道事業会計決算の認定について」、
以上 6 件を一括議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 総務課長。

総務課長（中野君）

別紙議案により説明

議 長（大野君）

お諮りいたします。本件は、全議員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託し審査をすることにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、本件につきましては、全議員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して、審査をすることに決定いたしました。

（延会宣言）

議 長（大野君）

お諮りいたします。本日の会議は、この程度に留め延会にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

明日、9月12日午後3時30分から本会議を再開いたしますので、定刻までにご参集願います。

延 会 午前 11 時 24 分